

総行公第15号
令和7年2月5日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
(公印省略)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の
施行期日を定める政令の公布について

本日、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和7年政令第24号）が公布されました。

これにより、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号。以下「改正法」という。）の施行期日は、一部規定¹を除き、令和7年10月1日（改正法附則第2条で規定する経過措置については、令和7年7月1日）とすることとされました。

貴職におかれては、改正法の施行に遺漏のないよう格別の配慮をお願いします。なお、改正法の施行に当たり、条例例その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項については、別途、通知・情報提供を行う予定ですので、これも参考の上、所要の措置を講ずるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知をお願いします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

総務省自治行政局公務員部公務員課
公務員第四係
TEL 03-5253-5544

¹ 改正法附則第3条の規定（政令への委任）は、改正法の公布日（令和7年1月8日）施行。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年二月五日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二十四号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の内閣は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とする。

総務大臣 村上誠一郎
内閣総理大臣 石破 茂